

## 受領および同意書

依頼者は、薬用作物産地支援協議会（以下「薬産協」という）から以下の薬用作物の譲受にあたり、以下の規定事項に同意する。

受領した対象薬用作物：（作物名） \_\_\_\_\_ ・（数量） \_\_\_\_\_ 株／本

1. 依頼者は、譲受した薬用作物を栽培する場合には、国内でのみ栽培するものとし、海外に持ち出さないこと。
2. 譲受した薬用作物に係る知的財産権の取扱いについては、薬産協および関係当事者の間で解決を図るものとする。
3. 依頼者は、関連する法令を遵守すること。
4. 依頼者は、譲受した薬用作物の使用により損害を生じても、薬産協の責任を問わないこと。ただし、薬産協に故意または重大な過失があるときはこの限りではない。
5. 対象となる薬用作物を薬産協から依頼者に輸送するために必要な費用は、特別な場合を除き依頼者の負担とする。
6. 譲受した薬用作物について、薬産協がサンプルの提供を求めたときは、依頼者は薬産協の求めに応じて無償で提供すること。
7. 依頼者は、上記の同意事項に違反して薬産協に損害を生じたときは、薬産協からの請求に基づき、その損害を賠償すること。
8. 依頼者は、譲受した薬用作物の栽培状況について、薬産協への報告義務を負うものとする。報告の形式、頻度等は別に定めるとおりとする。
9. 譲受した薬用作物の生産物について、その販売に薬産協は一切関与しないものとする。

\_\_\_\_\_ 年      月      日

依頼者：  
住所

団体名／氏名

\_\_\_\_\_

以上